

知っていますか？

## ●償却資産は申告が必要です

固定資産税は、土地、家屋、償却資産に区分されます。土地と家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律によって義務付けられています。事業で使う償却資産は、固定資産税の課税対象です。

令和5年1月1日時点で市内に償却資産を所有している人は、個人・法人に関わらず確定申告とは別に申告書を提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止・窓口混雑緩和のため、電子申告(eLTAX)や郵送申告にご協力ください。

※正当な理由がなく申告しないときは、過料が科される場合があります。

### 償却資産とは

会社と個人が事業のために所有している土地・家屋以外の資産です。具体的には、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品などがあります。軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税対象ではありません。

【例】太陽光発電、パソコン、ビニールハウス、看板、自動販売機 等

令和5年  
申告期限  
1月31日(火)

### 申告書類

前年度に申告した人や新規に事業を開始した人などには、12月下旬に申告書類を送付します。お手元に届かない場合は、下記に問い合わせるか、市ホームページ(右記二次元コード)からダウンロードしてください。



## ●家屋の異動も申告が必要です

令和4年中に家屋を新築・増築・取壊・譲渡した人はご連絡ください。ただし、法務局で登記を済ませている場合は必要ありません。

適正な課税を行うために必要ですので、次の内容に該当する人は、速やかに届出をしてください。



12月31日(土)までに下記のいずれかを行った人

- ①建物を取り壊したとき
- ②未登記家屋を譲渡(売買・相続・贈与など)したとき
- ③建物を新築・増築したとき(登記していないものに限り)

※未登記家屋とは、不動産の「登記」をしておらず、登記記録上の所有者や所在が不明な状態である建物のことです。

☎税務課資産税係 ☎28206 (市役所1階)

## ●総合保健福祉センター「ウェルピア」トレーニング室の一般利用時間の変更

12月1日(木)から、総合保健福祉センタートレーニング室の一般利用時間を下記のとおり変更します。

▶利用時間  
【変更前】火、水、金曜日 午前9時～午後5時  
【変更後】火、水、金曜日 午前9時～午後7時  
土曜日 午前9時～午後5時

※土曜日の利用時間は、変更ありません。  
▶対象 高校生以上  
▶使用料 1回 360円  
▶使用可能時間 1回 2時間まで

※室内運動シューズ等の貸出は行っていません。利用の際は持参してください。  
※プールの一般利用は、設備故障のため当面の間休止しています。

☎日田市総合保健福祉センター(ウェルピア)  
☎241294(トレーニング室)  
社会福祉課福祉総務係 ☎28203(市役所1階)

## ●令和5年日田市「20歳のつどい」

民法改正によって、成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられましたが、日田市では従来どおり20歳を対象とし、式典名称を「20歳のつどい」とした上で開催します。

▶とき 令和5年1月8日(日)  
式典 午前11時～  
※受付は午前10時～。  
▶ところ パトリア日田 大ホール

▶対象  
平成14年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人  
※日田市に住民票がある人には、12月中旬に案内を送付します。  
※対象者のうち市外在住で出席を希望する人は、右記に申込みが必要です。

▶内容  
・第1部 式典(約20分)  
・第2部 実行委員会企画運営(約40分)  
※第2部では、7人の実行委員が企画した催しを行い、地区代表者に記念品を贈ります。  
※「20歳のつどい」への出席にあたり、特別な配慮が必要な人や心配事がある人は、下記にご相談ください。  
※詳細は、市ホームページ(上記二次元コード)をご確認ください。



☎社会教育課生涯学習推進係 ☎26868 (アオーゼ1階)

## ●令和5年度日田市複合文化施設AOSE(アオーゼ)定期使用団体の新規受付開始

令和5年度に年間を通してアオーゼを定期的に利用する新規団体の登録申請を受け付けます。

▶利用できる施設  
1階 音楽室、練習室  
2階 会議室1・2・3、体験学習室1  
3階 体験学習室2  
▶登録の基準  
①社会教育法第20条(※1)に該当する活動を目的とした団体であること  
②講師がその団体を主宰する団体は除く  
③自主的な教育活動を行い、その学習活動や内容が明確であること  
④日田市在住又は市内在勤者で、おおむね5人以上で構成される団体であること  
⑤原則として新たに参加を希望する人が適宜加わることのできる団体であること  
⑥営利を伴うものや政治・宗教活動を目的としない団体であること

(※1)社会教育法第20条  
公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。  
※日田市及び日田市教育委員会が主催事業等で利用する場合、登録の許可に関わらず、公共的利用を優先し、団体の利用中止又は利用日程の変更を求められます。

▶提出書類  
・登録申請書(様式第1号)  
・会員名簿(様式第2号)  
・年間活動計画書(様式第3号)

※申請書類は、市ホームページ(下記二次元コード)からダウンロードできます。  
※申請受付後、審議を行い令和5年1月下旬に登録に関する審議結果を通知します。なお、登録が承認されなかった場合は、通常の利用申請の手続となります。

▶受付期限  
12月23日(金)  
平日 午前8時30分～午後5時  
※土・日曜日を除く。  
▶受付場所  
社会教育課(アオーゼ1階)



☎社会教育課生涯学習推進係 ☎26868 (アオーゼ1階)